

令和 7 年涌谷町議会定例会 3 月会議（第 9 日）

令和 7 年 3 月 1 4 日（金曜日）

議 事 日 程（第 5 号）

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 議案第 3 7 号 令和 7 年度涌谷町一般会計予算

1. 議案第 3 8 号 令和 7 年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計予算

1. 議案第 3 9 号 令和 7 年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計予算

1. 議案第 4 0 号 令和 7 年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計予算

1. 議案第 4 1 号 令和 7 年度涌谷町水道事業会計予算

1. 議案第 4 2 号 令和 7 年度涌谷町下水道事業会計予算

1. 議案第 4 3 号 令和 7 年度涌谷町国民健康保険病院事業会計予算

1. 議案第 4 4 号 令和 7 年度涌谷町老人保健施設事業会計予算

1. 議案第 4 5 号 令和 7 年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算

1. 報告第 1 号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）

1. 議案第 4 6 号 令和 7 年度涌谷町一般会計補正予算（第 1 号）

1. 議案第 4 7 号 令和 7 年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）

1. 議案第 4 8 号 令和 7 年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）

1. 議案第 4 9 号 令和 7 年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）

1. 議発第 2 号 涌谷町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

1. 議発第 3 号 涌谷町議会傍聴規則

1. 議発第 4 号 町長の専決処分事項の指定についての一部を改正する告示

1. 議発第 5 号 高額療養費制度の見直しの中止を求める意見書の提出について

1. 請願・陳情

1. 休会について

1. 散 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1 番	一 條 裕太郎 君	2 番	二 上 光 子 君
3 番	黒 澤 朗 君	4 番	佐々木 敏 雄 君
5 番	佐々木 みさ子 君	6 番	稲 葉 定 君
7 番	只 野 順 君	9 番	伊 藤 雅 一 君
10 番	杉 浦 謙 一 君	11 番	門 田 善 則 君
12 番	竹 中 弘 光 君	13 番	大 泉 治 君

欠席議員（1名）

8 番 後 藤 洋 一 君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠 藤 稔 雄 君	副 町 長	大 崎 俊 一 君
総務課参事兼課長 兼デジタル行政推進室長	内 藤 亮 君	企画財政課長 参事兼課長	熱 海 潤 君
税 務 課 長	木 村 治 君	町民生活課長 参事兼課長	今 野 優 子 君
福祉課参事兼課長	鈴 木 久美子 君	子育て支援課長	佐 藤 明 美 君
健 康 課 参 事	木 村 智香子 君	健 康 課 長	徳 山 裕 行 君
総 務 管 理 課 参事兼課長	紺 野 哲 君	産 業 振 興 課 長	三 浦 靖 幸 君
建 設 課 長	岩 渕 明 君	上 下 水 道 課 長	阿 部 雅 裕 君
会計管理者兼会計課長	久 道 正 恵 君	農 業 委 員 会 会 長	日 野 善 勝 君
農業委員会事務局長	荒 木 達 也 君	教育委員会教育長	柴 有 司 君
教育総務課長兼 給食センター所長	宮 まどか 君	生 涯 学 習 課 長	福 山 宗 志 君
代 表 監 査 委 員	城 口 貴志生 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 邊 千 春	総 務 班 長	大 平 佳 矢
---------	---------	---------	---------

(午前 10 時)

○議長（大泉 治君） 皆さん、おはようございます。

予算審査特別委員会の審議、大変ご苦労さまでございました。

特に、杉浦委員長には的確な進行により終結させていただきましたこと、心より感謝申し上げます。

ここで、開会前にお知らせしておきます。8 番後藤洋一議員から欠席の届出が出ております。

また、ここで副町長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。副町長。

○副町長（大崎俊一君） おはようございます。本日最終日となります。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、総務課高橋参事につきましては、昨日お母様がお亡くなりになったということで、今日欠席させていただきます。ご承知いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

◇

◎開議の宣告

○議長（大泉 治君） 直ちに会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（大泉 治君） 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりでございますが、報告 1 件、令和 7 年度補正予算 4 件が追加で提出されましたので、日程第 10 から日程第 14 として日程に追加いたしましたので、ご了承願います。

日程に入ります。

◇

◎議案第 37 号から議案第 45 号の予算特別委員会委員長の報告、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第 1、議案第 37 号 令和 7 年度涌谷町一般会計予算から日程第 9、議案第 45 号 令和 7 年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算までの 9 件を一括議題といたします。

予算審査特別委員会杉浦委員長から審査結果の報告を求めます。

○予算審査特別委員会委員長（杉浦謙一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、審査の結果報告をいたします。

予算審査特別委員会に付託されました議案第 37 号 令和 7 年度涌谷町一般会計予算から議案第 45 号 令和 7 年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算まで 9 件を審査いたしました。いずれも原案のとおり可決すべきものと決しましたので、議事録を添えて報告をいたします。

以上でございます。

○議長（大泉 治君） 以上で、審査結果の報告は終わりました。

ただいまの予算審査特別委員会杉浦委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、各会計ごとの討論は既に予算審査特別委員会で行っておりますので、一括討論といたします。討論ございませんか。（「賛成」の声あり）3番、賛成。7番、（「7番、賛成」の声あり）賛成。1番、（「賛成です」の声あり）賛成。6番、（「反対です」の声あり）反対。

それでは、6番稲葉 定君、反対討論をお願いします。

○6番（稲葉 定君） おはようございます。6番稲葉 定でございます。よろしくお願いします。

それでは、反対討論を申し上げます。

特別委員会でも申し上げましたけれども、農林系放射能汚染廃棄物の焼却が、計画された数量が処理されているようでありますが、それでも中止すべきだという考えは私は変わりません。幾ら低線量だという主張があるにしても、人為的に拡散する処理方法以外にそれを避ける方法があります。私のような年齢を重ねた者はまだしも、子供や若年層の人々には少しでもリスクの少ない環境をつくるのが行政の仕事であると思います。

他地域で行われている除染土の再利用などという大それたことを平気で行うことと焼却は、全く同率の考え方だと思います。私には理解できませんので、徹頭徹尾この主張を続けます。

また、これはこの機会ので申し上げますけれども、2億円もの費用を要する防災無線の更新事業が、私は予算書を目にするまで知りませんでした。内容が幾らすばらしいものであっても、議員の端くれにある私でもそれを説明してもらうことが必要なのではないかと思います。

所管常任委員会以外は知らなくてもいいんでしょうか。全員協議会でも発表することはできたのではないかと思います。執行部に苦言を申し上げたいと思います。

以上の理由によって反対討論といたします。

○議長（大泉 治君） 3番、賛成討論をお願いします。

○3番（黒澤 朗君） おはようございます。3番黒澤でございます。

それでは、賛成討論いたします。

非常事態宣言解除後の予算編成となった今回の令和7年度の当初予算において、町長は、以前の答弁にもあるように、「財政規律を保ちながら町政に当たる」と発言しておりました。今回の当初においては、非常事態宣言解除後の緩やかな船出のように思われるが、新たに公共交通の見直し、金のいぶき生産支援補助金、商店街活性化ビジョン検討支援事業、町内道路の改修事業、また、扶助費等を増額して子育て世代、高齢者世帯、障害者支援にも取り組んでおります。

しかし、足元では、病院会計、老健施設への繰出金も増額しております。次年度は第六次総合計画に取り組む年でもあります。町民の期待に応える町政に積極的に取り組むことを望みまして、令和7年度当初予算に賛成いたします。

以上です。

○議長（大泉 治君） 7番只野 順君。

○7番（只野 順君） 7番只野 順でございます。賛成討論を行います。

昨日までの委員会の中でいろいろ議論が出ましたが、私は老人保健施設事業会計の繰出金、財政調整基金から1億円を取り崩しての予算編成となったことに対して、これまでの老健施設のコロナ禍での改革をしながら事業をしてきている状況、しかしながら、通所リハビリの利用者の減少は、近隣の施設でも大変苦慮している状況にあります。

涌谷町の老健施設での通所リハビリステーションの定員35人に変更して運営していくという方向に対して、また施設の有効的な運用のため、ケアマネジャーの補充等を含めた町民の福祉向上のためにしっかりと取組を進めていくことを期待し、また、公共施設等の基金の準備をして、今後の涌谷町にとって施設整備に関する予算でございますので、これに対して賛成をするものでございます。

以上でございます。

○議長（大泉 治君） 1番一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） 1番一條でございます。本日最終日もよろしくお願いいたします。

賛成討論といたしましてご挨拶させていただきます。

まずもって、大変厳しい財政状況にありながら執行部の皆様におかれましては、このようにすばらしい予算案をお示しいただきましたこと、私もたくさんの質疑をさせていただきましたが、その質疑をもって疑問に感じていたことの解消につながりました。本当にありがとうございます。

どうぞ町長におかれましては、第五次涌谷町総合計画が今年度で満了となりますけれども、第六次総合計画、本議会においても様々なご意見等ございましたが、第一次総合計画からあまり変わらないのではないかと思います、そういったご意見もあったかと存じますが、逆を返しますと、これは涌谷町の伝統や文化、そういったものを祖先からしっかりと継承する、そういった熱い思いがこの涌谷町にしっかりと根づいているからこそ変わらない部分が大きいのかなとも感じております。

ただし、この令和7年度の中におきましては、新しく始められるふるさとワーキングホリデーであったり、商店街の活性化ビジョンであったり、そういった新しい事業もこれからたくさん盛り込まれてまいりますので、どうぞ参与席にいらっしゃる執行部の皆様におかれましては、どうぞこれからも変わらないからこそそれが駄目だというのではなく、変わらないものを大事にしながら新しいものを推し進める、そういった機運を持ってこの町政に当たっていただければと思います。

以上をもって賛成といたします。

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第37号 令和7年度涌谷町一般会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大泉 治君） 賛成多数であります。よって、議案第37号 令和7年度涌谷町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 令和7年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第38号 令和7年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 令和7年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第39号 令和7年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 令和7年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第40号 令和7年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 令和7年度涌谷町水道事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第41号 令和7年度涌谷町水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 令和7年度涌谷町下水道事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第42号 令和7年度涌谷町下水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 令和7年度涌谷町国民健康保険病院事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第43号 令和7年度涌谷町国民健康保険病院事業会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 令和7年度涌谷町老人保健施設事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第44号 令和7年度涌谷町老人保健施設事業会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 令和7年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第45号 令和7年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算は原案のとおり可決されました。



◎報告第1号の上程、報告

○議長（大泉 治君） 日程第10、報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） おはようございます。改めまして、皆様方の一言一言をさらに今後の町政に反映させていただきたいと考えております。ありがとうございました。

それでは、報告第1号 専決処分の報告につきまして提案の理由を申し上げます。

このたび、和解が成立し、損害賠償の額が決定いたしました2件につきまして報告するものでございます。

1件目は、令和6年11月29日、公用車を運転中に相手方車両と接触し、車両を損傷させた物損事故につきまして和解が成立し、損害賠償の額が決定いたしましたので、その報告をいたすものでございます。

2件目につきましては、令和7年1月10日、公用車を運転中に駐車場の相手方車両に接触し、車両を損傷させた物損事故につきまして損害賠償の額が決定いたしましたので、その報告をいたすものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤 亮君） それでは、報告第1号 専決処分の報告についてご説明いたします。

追加議案書1ページをお開き願います。

報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年3月14日提出

涌谷町長

次の2ページのほうでご説明させていただきます。2ページご覧ください。

今回、令和7年2月28日付で専決処分を行いました事案につきましては2件で、いずれも職員の公用車による事故に係るものでございます。

まず、1件は表の上段となります。

区分が、物損事故。

相手方は、町内在住の女性。

事故の概要につきましては、令和6年11月29日、民間の駐車場敷地内におきまして、職員が運転する公用車と

相手方の車両が接触したものでございます。

損害賠償額につきましては、3万1,410円。和解内容といたしましては、その余の請求を放棄するものでございます。

もう1件につきましては、こちらも区分が物損事故。

相手方は、町内在住の男性。

概要につきましては、令和7年1月10日、涌谷公民館の駐車場内におきまして、除雪作業を行っておりました職員の運転する公用車が駐車されておりました相手方の車両に接触し、損傷させたものでございます。

損害賠償額につきましては、96万8,250円。和解内容といたしましては、その余の請求を放棄するものでございます。

いずれの案件につきましても示談が成立し、町が加入しております損害賠償保険から支払いが済んでいるところでございます。

職員の交通事故、また違反につきましては、これまでも交通安全を遵守するよう通知しておるところでございますが、来月には春の交通安全運動も始まりますので、事故・違反を起こさないよう改めて通知し徹底してまいりますと考えております。

以上で報告第1号の説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時23分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第1号は終了いたしました。

◇

◎議案第46号から議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第11、議案第46号 令和7年度涌谷町一般会計補正予算（第1号）から日程第14、議案第49号 令和7年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第1号）まではそれぞれ関連がございますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔雄君） ただいま一括上程されました議案第46号から議案第49号までの提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に一般会計、国民健康保険事業勘定特別会計、国民健康保険病院事業会計、老人保健施設事業会計の各会計において歳入歳出それぞれ増額いたすものでございます。

補正の内容でございますが、町民医療福祉センターの中央監視装置の故障により、施設の集中管理ができてい

ない状況でございますので、早急な改修工事が必要となりましたことから補正いたすものでございます。

歳出におきましては、各会計の費用按分となることからそれぞれ補正いたして、歳入では工事費の財源といたしまして、一般会計では公共施設総合管理基金繰入金を増額いたし、国民健康保険事業勘定特別会計では財政調整基金繰入金を増額し、国民健康保険病院及び老人施設事業会計では企業債をそれぞれ増額いたすものでございます。

なお、詳細につきましては総務管理課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） それでは、一括上程されました議案第46号から49号について説明いたします。

現在、町長の提案理由にもありましたとおり、医療福祉センターの中央監視装置が故障し、操作不全となっておりますので、改修工事を行おうとするものでございます。

資料をご覧ください。

資料右下にシステムの構成例としてイメージ図を載せております。丸で囲んでおります中央監視装置が、施設の電源設備、空調機、ボイラー、その他の設備などを制御しているイメージ図となっております。設備として警報通報装置も含まれております。

左側に中央監視システムの主な機能を載せておりますが、機能の上から三つ目、空調設定の機能、次の火災受信機連動操作、一つ飛ばしまして、警報監視機能などを担っております。

資料の左下になりますが、機能不全のリスクを載せております。現在、中央監視装置の故障によりまして、空調など設備の運転が手動での管理となっております。空調の温度管理、小まめな運転スケジュールの管理ができていないため、電力・燃料などにも損失が出ているというふうな状況でございます。

一番のリスクとしましては、黒丸の四つ目と五つ目に記載しておりますが、火災や緊急時の機器の制御が行えず、緊急時の対応が困難になっているということでございます。

そのような状況を解消するため、速やかな改修を行おうとするものでございます。

これまでの状況といたしまして、設備の老朽化もありますので、中央監視装置の全面的な交換、施設内の制御機器、監視対象の設備類を全て交換するというようなことも検討いたしましたが、調査設計には年単位の時間を要し、費用としましても1億円を超える経費となるということが見込まれておりました。当面、改修で対応しようというふうに考えていたところでございますが、古い設備のため、部品等の供給が終了するというようなことが判明したため、急遽ではございましたが、今回追加議案として補正をお願いするものでございます。

各会計の予算計上につきましては、医療福祉センターの按分ルールに基づき措置いたしますが、内訳といたしましては、資料の右上に予算金額を載せておりますので、確認をお願いいたします。

それでは、それぞれの予算について説明いたします。

まず、議案第46号 令和7年度一般会計補正予算（第1号）でございます。

予算書1ページ、1条予算の総額に歳入歳出それぞれ610万5,000円を増額し、歳入歳出をそれぞれ79億6,971万5,000円とするものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

歳入、20款2項22目1節①公共施設等総合管理基金繰入金ですが、財源といたしまして610万5,000円を計上するものでございます。

8ページ、9ページをお願いします。

歳出といたしまして、4款4項1目細目2医療福祉センター管理経費、14の1工事請負費、中央監視装置改修工事ということで610万5,000円を一般会計分ということで措置するものでございます。

次に、議案第47号 令和7年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算でございます。

1ページをご覧ください。

予算の総額に歳入歳出それぞれ88万2,000円を増額し、歳入歳出をそれぞれ20億993万5,000円とするものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

歳入としましては、6款2項1目1節財政調整基金88万2,000円を財源として計上するものでございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出、6款3項1目細目2施設管理経費、14の1工事請負費ということで、国保会計分ということで88万2,000円を計上するものでございます。

続いて、議案第48号 令和7年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）ですが、予算書1ページをお話しします。

2条におきまして、条文の朗読は省略させていただきますが、同条に定める資本的収入及び支出の予定額を次の表のとおり補正するものということにしております。

第3条におきまして、企業債を次の表のとおり補正するものといたします。

4ページ、5ページをお開きください。

歳入といたしましては、3款3項1目1節企業債収入ということで2,050万円、財源として企業債を充てるものでございます。

歳出、4款1項5目1節その他、建設改良費2,055万2,000円は、病院分の病院事業分ということでございます。

続いて、議案第49号 令和7年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第1号）ですが、予算書1ページにつきましては、第2条におきまして、条文朗読を省略いたしますが、同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次の表のとおり補正するものでございます。

3条におきまして、予算第5条に定めた企業債を次の表のとおり補正するものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

病院事業会計と同様に、収入につきましては、財源としまして企業債収入630万円を充て、支出としましては、その他建設改良費に老人保健施設事業会計分ということで630万8,000円を計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 6番稲葉でございます。

監視システムの故障は大変なことになったなと思うんですけども、根本的に令和7年度の補正で出してくる

んだけど、4月を待って修理というか、それを発注するんだろうかと思って、ちょっと疑問に思いました。

もしそういうのであれば、令和6年度の補正に出してもよかったんじゃないかと思うんだけど、その点大丈夫なんでしょうか。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） 先ほど説明もいたしましたが、補正のタイミングについては、改修する設備等の調査ですとか、金額面もちょっと検討していたところ、交換するということであれば1億円を超える経費がかかるというようなことがございました。

更新というふうなことを考えますと、年単位の設計とか調査も必要ということでございましたので、修繕というか、改修で対応しようとしたところでございます。

それにつきましても、ちょっと調査それから部品についても調査などをしなければならないということがございましたので、それに若干の時間を要しました。それでですが、緊急にというか、大変な状況ですので、早急に改修を行いたいというふうに思っていたところですが、当初予算の時期とかには間に合わず、補正などで対応しようというふうなことも検討しておったところなんですけど、部品について、設備についてちょっと老朽化もございまして、交換する部品が生産が終了するというようなアナウンスが入ってきましたので、6月補正を待てず、今回大変恐縮ですが、追加の補正となってしまったものでございます。

終わります。

○議長（大泉 治君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 年度変わるというこの時点は、タイミング的にちょっと難しいのかなとは思んですけど、病院のそういったシステムですから一日も早い復旧を望むものですから、そういった質問につながったんですけど、3月中は恐らく無理なんだろうという判断でこうなったという事は理解できました。

それでも、一日も早い復旧をいろいろ準備なされて、4月でもなるべく早い時期に復旧されるよう努力していただきたいと思います。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） 説明もいたしましたが、この手動の状況になっていることで経費的にも若干かかってしまう部分もございます。早急に対応したいと考えております。

終わります。

○議長（大泉 治君） ほかに。4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 説明で更新というか、どうしたらいいかわからない感じのように聞いたんですけど、この説明していただいた中央監視システムの構成例の中の、これ四角になっている部分全部を今回入るわけですか。この説明書の中の部分、何ていうの、中央監視システム構成例と書いてありますけれども、ここだと思んですけど、私聞きたいのは、中央監視システムのある機械はいいんですけど、建物そのものも当然古いわけで、その辺との接続というか、その辺の不具合とかそういうのがないのかどうかちょっと心配なんですよね。去年、去年かな、空調も外来とか病棟とか全部修理したと思うんですけど、その辺との機械の不具合とか、そういうものはないのかなという思いがして、ちょっと質問しているんですけど、お願いします。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） この構成図でいうところでございますが、説明をいたしました、丸で囲んでおります中央監視装置の部分を今回、改修するというふうなことになります。説明が要領得なくて申し訳ございません。その中央監視装置の改修の検討の中で、今お話しいただきました空調ですとか、ほかの設備についても若干老朽化などに伴って全面的に見直しを図らなければならないのではないかということも検討の中には上がってきました。

前年とか、空調の不具合でちょっと利用者様に迷惑をかけるということも何度か繰り返されておりますので、空調も含め中央監視装置というか、全体の構成を更新しようというようなことも今後進めていきたいと考えておりますので、それについては、空調も含めて全体の調査・設計、こういった構成でやっていただいいのかというのも含めると、やっぱり年単位の設計ですとか、もう少し大きな金額もかかっているということです、今回、改修で中央監視装置の部分を5年、10年持たせるような形で改修をしながら、全面的なというか、必要な部分の改修については、ちょっと時間をかけながら調査・設計をしていかなければならないなというようなことを考えているところでございます。

終わります。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 緊急避難的にそこを変えていくということはしようがないところでもあって、それで、これを入れたことによって、附帯の設備も当然更新をかけていかないと駄目だと思うんですけども、その際に中央監視装置の今回改修する部分と、これからなんでしょうけれども、年次計画で更新していった場合の機械、機械というか、予算との絡みもあると思うんですけども、そこが出ないでここだけというのは、ちょっと不安なところがあるんですけども、その辺時間もかかるのであればしようがないところもありますけれども、その辺も見通して、今回は今回としてもきちっと全体の修繕計画を立ててやられたほうがいいのかと思うんですけども、その辺はなかなか厳しいでしょうか。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） 議員おっしゃるとおりのことかと思います。

今回、予算計上とかが遅れた一つの状況としましても、全体的なこの中央監視装置の部分だけ変えるということで、（「静かにお願いします」の声あり）今後の状況がどうなるのかというふうなことを考えたときに、老朽化は進んでいますので、この中央監視装置の改修だけであれば、数年の形でまた全面的に改修しなければならないのではないかというようなことの検討のせめぎ合いはあったところなんです、その年次計画ですとか、経費がどのくらいかかるのかというのを調査を進めなければならないというようなことを財政などとも検討していたところでございます。

そうは言いましても、全体の改修を待つような状況ではもうないところまで現在のものがありましたので、ちょっと短期間でなかなか難しい判断なのかなというふうに思いましたが、緊急的な火災ですとか、それから、空調の燃料費がかさんでくるということも勘案しまして、当面の措置といたしまして、今回改修をお願いするということでございます。

その改修で延命した時間の中で、全体の方針についても検討を調査をしていきたいというふうなことでござい

ますので、よろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（大泉 治君） ほかに。11番門田善則君。

○11番（門田善則君） まずもって、前者も言うておりましたけれども、予算書の立て方にもあるんですが、要は追加議案というのは、なかなか今の3月議会においては当初があるわけですから、その中で出すというのは思い切ったなという、私から考えれば。本来であれば、事前に手動でやっているという部分も前々からあるわけですから、そういったときには当初に入れてやるべきではないかなというのが私の考えであります。

あと一つ、昔のことわざに「安物買いの銭失い」という言葉があります。この改修が、今の課長の説明でいくと、また更になる可能性もあるし、ほかにも直さなきゃいけない部分も出てくる。今回はこういった費用だけでもというふうなお話ですが、私とすると、安心・安全という病院という、そういった最後のとりでが、今回そういうものでいいのかどうかという。だから、もしかすると財政とも打合せしたと言うけれども、その打合せの期間が足りなかったのかなあというふうな思いがあります。

正直、涌谷の病院というのは、町民においては、本当に最後のとりでであります。そこで火災が起きたとか、何か起きたという不具合がこちら側にあって、もしもそういうことがあって、患者にも被害があったとなったら、これは本当に大変なことになるわけです。

だから、前者も言うていましたけれども、施設が古いのは、我々議会も認識しております。ですから、不具合があればこれを直さなきゃいけないのは当然であるし、安全面からいってそれを優先させなければならないだろうというふうに思います。

ですから、今回の一部を直してというよりは、課長の判断からしても、あとは病院側の皆さんの判断として、本当に今回のこれだけの改修でいいのかどうか、私としては疑問に思うんですが、その辺についてはいかがですか。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） 当初予算に間に合わなかった点、検討時間が遅かったのではないかとということについては、ご指摘のとおりなのかなとおわび申し上げなければならないというふうに思います。

そんな中でも、先ほど来お話をしておりますとおり、全面的な改修というか、もう少し大きなところでの改修もしなければならない老朽化になっているということで、それについても検討していたところでございます。

そんな中で、そうは言っても、手動のというか、中央監視装置が故障したままの状況が長く続くというようなことは大変避けなければならないというふうに考えまして、行く行くは改修工事はしなければならないのに、今このくらいの金額をやってしまうのが無駄にはなるのか、なってしまうのかというようなこともちょっと検討の俎上には上がっておりますが、まずは緊急的な状況を解消したいということで、大変恐縮ではございますが、このタイミングで部品がなくなるというようなこともアナウンスされましたので、次の補正を待てずに今回追加議案として提出させていただいたという状況でございます。よろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 大体分かりました。課長もつらい答弁になっているなというふうに思いますが、そうする

と、これ3,000万円ぐらい金かけるわけですが、何年使えるという見通しで予算を立てたのか。

また、財政当局と打合せしたときに、今後の見通しも課長としてセンター側の代表としてお話したと思うんですが、全面改修をしたいというお話もしたのかどうか、財政に対して、その辺についてはいかがですか。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） 施設の老朽化については、議員皆さんご承知のとおり、医療福祉センターも老朽化が進んでいるというような状況でございます。

空調についても暖房・冷房が使えなくなるよということで、リースをしながら空調を使ったりとかということで、利用者の方にご迷惑をおかけする期間があったということもございまして、全面的な改修については、ちょっと行いたいというようなことは財政などとも相談をしていたところでございます。

ただ、資金面としてなかなかすぐすぐはできないよというようなこともありましたので、それについてはちょっと年次計画どういうふうにしていこうかねというような相談もしていたところでございました。

それで、ちょっと様子を見ましょうというふうにしていたところに故障が起きたというふうな状況でございます。電子機器、パソコン等の故障については、なかなか予兆というのが捉えづらく、今回も突然のということで急に動かなくなったということでございます。

一度建設当時からのものから更新はかけている、PCというか、電子機器部分ではございますが、数十年経っているというふうな状況でございましたので、突然の故障ということでございました。

検討を進めていたと、全体的な改修も検討はしていたということと、財政とも相談していたということでございましたかね。

以上です。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 本当に課長、つらい答弁にはなっておりますけれども、ただ、私は銭失いになってほしくないものだから、この3,000万円かける設備にしても、次を直すにしても、それを使えるような状況でやるというふうなことに業者のほうにもお話しして、また次も全部この今回かけた分も使えなくなるよというのであれば、えらいもったいないような気もするので、だから、その辺は今後発注するときに次の世代にまでわたって使えるような形のものを導入していただいてやっていただくと、二重の経費にならないのかなというふうに思います。

それで最後に、副町長に聞きますけれども、今センターの総務管理課長からもそういうお話がありました。やっぱり全面的にというのが本来の考え方もあったと、財政のほうとの打合せもあったということなんです、病院が老朽化しているのはこれは誰しもここにいる議員・参与の皆さんもご存じだと思うんですが、今後そういったことでいろいろな部分でこういうことが発生するものだろうと、公共施設において。病院というのは、やっぱり最後の町民のとりででありますから、急いでやらなきゃいけないというのがあるんですが、その辺の今後の考え方、やっぱり考えておかないと駄目だと思うんです、執行部側も。

だから、そういうことを踏まえて、事務方のトップとしてどのように考えていくのか、最後にお聞かせください。

○議長（大泉 治君） 副町長。

○副町長（大崎俊一君） 議員の皆様にはご心配いただき大変ありがとうございます。

企画財政課長当時やっていたとき、昨年中ですね、総務管理課のほうからは相談あり、中央監視装置についてどうしたらいいかということで相談は受けておりました。

私、財政という立場からは、部分的に改修してどれだけでもつんだという、やはりそういう考えでございました。どれだけでもつのかということと、あと4番議員さん言われたとおり、末端部分、データを発信するほうの機械も古くなっているんで、そちらの更新をしなくてもうまく情報が得られるのかというところもあって、全体の更新ということも視野に入れて見積り等々を取るようということで指示させていただいて、いろいろ打合せさせていただいた結果、ちょっと延び延びになって当初に間に合わなかったというのが実情でございます。

今回につきましても、やはり結論が出ていずに、緊急的なものとして予算措置させていただいております。

ただ、やはり3,000万円というお金つぎ込むからには無駄にはさせたくないということで、その辺については総務管理課長には指示しているところでございます。

今後、病院の中央監視装置に限っては、総務管理課長から説明あったとおり、更新については相当の年数がかかります。なので、年次計画を立てながら更新させていただきたいなと思っておりますし、そのほかの施設に限りましては、昨年公共施設管理基金というのを設置させていただきました。これについて、施設設置のときに説明させていただきましたけれども、ほかの施設についても多々古くなってきております。この基金を活用しながら更新に備えていきたいと思っておりますので、ご承知いただきたいと思います。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） 答弁漏れといいますか、何年くらいもつんだというふうなことをお尋ねいただいたところなんです、今回の改修で5年、10年くらいはもつのではないかというふうなことでございます。

幅があるですとか、そうは言いましても、先ほど申しましたとおり、電子機器については突然のことが起こるということですので、約束をされるものではないのかなというふうに、なかなか苦しい判断だったというふうにご理解いただければと思います。

終わります。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第46号 令和7年度涌谷町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第46号 令和7年度涌谷町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 令和7年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第47号 令和7年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 令和7年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第48号 令和7年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 令和7年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第49号 令和7年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

◇

◎議発第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第15、議発第2号 涌谷町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局総務班長。

○事務局総務班長（大平佳矢君） 議員提出議案の1ページをお開きください。

朗読いたします。

議発第2号

令和7年3月14日

涌谷町議会議長殿

提出者	涌谷町議会議員	門 田 善 則
賛成者	同	佐々木 みさ子
賛成者	同	杉 浦 謙 一
賛成者	同	佐々木 敏 雄
賛成者	同	黒 澤 朗
賛成者	同	竹 中 弘 光

涌谷町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の提出について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び涌谷町議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

(提出の理由)

刑法等の一部を改正する法律により、「懲役」及び「禁固」が「拘禁刑」に改正され、令和7年6月1日から施行されることから、一部改正するものである。

以上です。

○議長（大泉 治君） 提出者の趣旨説明を求めます。11番門田善則君。

○11番（門田善則君） ただいま上程されました議発第2号 涌谷町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、提案の趣旨説明を申し上げます。

改正の趣旨につきましては、ただいま事務局班長が朗読したとおりであります。

2ページをお開きください。

改正の内容は、第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものです。

附則として、第1項を、施行期日を規定しております。改正後の本条例は令和7年6月1日から施行するものです。

第2項、第3項は、経過措置について規定しております。

なお、新旧対照表のアンダーラインの部分が今回の改正箇所となります。

以上でございます。

○議長（大泉 治君） 以上で提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第2号 涌谷町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議発第2号 涌谷町議会の個人情報の保護に関する条例の

一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議発第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第16、議発第3号 涌谷町議会傍聴規則を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。11番門田善則君。

○11番（門田善則君） ただいま上程されました議発第3号 涌谷町議会傍聴規則について、提案の趣旨説明を申し上げます。

最近の社会情勢の変化に対応するとともに、住民に開かれた議会の実現を図る観点から標準町村議会傍聴規則が改正されたことに伴い全部改正するもので、地方自治法第112条及び涌谷町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

提出者	涌谷町議会議員	門 田 善 則
賛成者	同	佐々木 みさ子
賛成者	同	杉 浦 謙 一
賛成者	同	佐々木 敏 雄
賛成者	同	黒 澤 朗
賛成者	同	竹 中 弘 光

詳細につきましては、事務局から説明いたします。

○議長（大泉 治君） 議会事務局長。

○事務局長（渡邊千春君） それでは、議発第3号 涌谷町議会傍聴規則について説明いたします。

5ページをお開き願います。

改正の趣旨としては、門田議員が説明したとおり、標準議会傍聴規則が改正されたことに伴う全部改正となります。

それでは、内容をご説明いたします。

第1条においては、規則の目的を定めております。

第2条において、傍聴の手続を定めております。改正前の規則では、傍聴人受付票に年齢も記載することとされておりましたが、改正後では削除されております。

第3条と第4条では、傍聴人が議場に入場したときは、指定の席につき、議席に立ち入ることの禁止を規定しております。

第5条においては、傍聴席に入ることができない者の服装や携行品を規定しております。

第1項第1号では、他人に危害を加えるものの持込み・携帯を禁止し、持込禁止物を分かりやすく例示してあります。

第2号では、特定の主張を訴える目的で使用されるおそれがあると認められるものを携帯・着用している人は傍聴できないことを規定しております。

第4号では、会議を妨害する可能性のある者や他の傍聴者に迷惑をかけるおそれがある者の入場を禁止しています。

第2項では、議長に対し、必要に応じて傍聴者の持ち物を確認する権限を明確にするとともに、第3項では、確認を拒否する者の入場を禁止できるようにすることを規定しています。

第6条、第7条では、傍聴人の守るべき事項を規定しております。

第8条は、違反に対する措置を規定しております。

附則として、この規則は公布の日から施行するものとなっております。

説明は以上です。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第3号 涌谷町議会傍聴規則を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議発第3号 涌谷町議会傍聴規則は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議発第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第17、議発第4号 町長の専決処分事項の指定についての一部を改正する告示を議題といたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局総務班長。

○事務局総務班長（大平佳矢君） 7ページをお開きください。

朗読いたします。

議発第4号

令和7年3月14日

涌谷町議会議長殿

提出者 涌谷町議会議員 門 田 善 則

賛成者 同 佐々木 みさ子

賛成者 同 杉 浦 謙 一

賛成者	同	佐々木 敏 雄
賛成者	同	黒 澤 朗
賛成者	同	竹 中 弘 光

町長の専決処分事項の指定についての一部を改正する告示の提出について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び涌谷町議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

(提出の理由)

災害及び突発的な事故により応急に必要なものについて、迅速に対応するため、維持補修及び工事に限らず、歳入歳出の補正予算を専決処分予算事項に指定するものである。

以上です。

○議長（大泉 治君） 提出者の趣旨説明を求めます。11番門田善則君。

○11番（門田善則君） ただいま上程されました議発第4号 町長の専決処分事項の指定についての一部を改正する告示について、提案の趣旨説明を申し上げます。

改正の趣旨につきましては、ただいま事務局総務班長が朗読したとおり、昨今多発する災害及び突発的な事故により応急の必要になるものについて、迅速に対応するため改正するものです。

次のページをお開きください。

改正の内容は、本則中「維持補修及び工事に関する」を削除するものです。

附則として、改正後の本告示は告示日から施行するものです。

なお、新旧対照表のアンダーラインの部分が今回の改正箇所になります。

以上でございます。

○議長（大泉 治君） 以上で提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第4号 町長の専決処分事項の指定についての一部を改正する告示を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議発第4号 町長の専決処分事項の指定についての一部を改正する告示は原案のとおり可決されました。

----- ◇ -----

◎議発第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第18、議発第 5 号 高額療養費制度の見直しの中止を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局総務班長をもって朗読いたさせます。総務班長。

○事務局総務班長（大平佳矢君） 10ページをお開きください。

朗読いたします。

議発第 5 号

高額療養費制度の見直しの中止を求める意見書の提出について

標記について、別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 14 日

提出者	涌谷町議会議員	杉 浦 謙 一
賛成者	同	稲 葉 定
賛成者	同	只 野 順
賛成者	同	佐々木 みさ子
賛成者	同	佐々木 敏 雄
賛成者	同	一 條 裕太郎

涌谷町議会議長殿

（別紙）

高額療養費制度の見直しの中止を求める意見書

がんなどで長期にわたり治療を受け、高額な医療費を負う患者・家族にとって、高額療養費制度は「まさに命綱」である。

同制度は、大きな病気や事故で高額な医療がかかった際、患者の自己負担は年収に応じて月ごとの上限を設けるもので、全世代にとって欠かせないセーフティーネットである。

ところが、政府は令和 7 年 8 月から「高額療養費」の自己負担額上限額を引き上げる見直し案を取りまとめた。これに対して、国民の批判が大きく高まり、政府は見直しをせざるを得なくなった。しかし、見直すのは、長期の治療で直近 1 か月以内に 3 回以上を限度額に達した人について、4 回目以降は限度額を下げる「多数回該当」の部分だけである。

このような上限額引上げは、医療現場にも悪影響を及ぼし、患者の受診控えによる疾病の重症化や医療機関の経営圧迫につながることが懸念される。

よって、涌谷町議会は、国民の健康と医療の公平性を守るため、高額療養費制度の自己負担上限額引上げを中止し、国民が安心して医療を受けられる環境の維持・強化を強く求めるものである。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 3 月 14 日

宮城県涌谷町議会

衆議院議長殿

参議院議長殿
内閣総理大臣殿
財務大臣殿
厚生労働大臣殿
以上です。

○議長（大泉 治君） 提出者の趣旨説明を求めます。10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 10番杉浦でございます。

まずもって、議発第5号は、教育厚生常任委員会の委員全員で練り上げた意見書案であります。

先ほど読み上げたとおりでありますけれども、直近12か月以内ということで、ちょっと読み間違えたかもしれませんが、見直しの案の部分はその中段のほうに掲載をしております。

そしてまた、国は凍結という方向でありますけれども、これは秋の再見直しということにありまして、この意見書は中止を求める意見書を提出するということでしたので、委員の全員の意見を取りまとめまして、この意見書を案として取りまとめたところであります。

そしてまた、後半には受診抑制を、自己負担上限が引き上がることによって国民が安心して医療を受けられる環境にし、そして強化を強く求めるということでまとめたところであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（大泉 治君） 提出者の趣旨説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第5号 高額療養費制度の見直しの中止を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議発第5号 高額療養費制度の見直しの中止を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情

○議長（大泉 治君） 日程第19、請願・陳情。

今期定例会において本日まで受理した請願・陳情は、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおりです。

令和6年陳情第5号 「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書」採択を求める

陳情書について、令和7年陳情第1号 市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取り組みについての陳情、令和7年陳情第2号 議会の審議において、どの議員が、どの議案に「賛成」「反対」「棄権」したかが分かるような図をつくり、自治体ホームページで公開することに関する陳情、令和7年陳情第3号 新年度（令和7年度）の年金改定では、物価の高騰に見合った年金額引き上げの実施を求める意見書提出を要請する陳情書は、いずれも配付といたしましたのでご了承願います。

◇

◎休会について

○議長（大泉 治君） 以上をもって、今期涌谷町議会定例会3月会議に付された事件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。本会議は、この後、明日3月15日から12月26日までの287日間を休会といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、明日3月15日から12月26日までの287日間を休会とすることに決しました。

◇

◎散会の宣告

○議長（大泉 治君） 散会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

慎重審議、大変ご苦労さまでございました。

この涌谷町が非常事態宣言解除後、初めての当初予算でありました。地方自治体においては、いずれの自治体においても共通した課題が山積しておるところでございます。非常事態宣言を解除に向けて、5年間で解除されたという町として、実は静かに注目を浴びている議会、今回の当初予算でもございました。それらがしっかりと可決されましたことに対しましては、非常にありがたかったなというふうに思っております。

こうした可決された議案について、今年一年、町長、執行部、そして議会、町民が一丸となって誠実かつ着実にこういったことを執行してまいって、前進涌谷町として、前進することを期待申し上げて、散会の一言のご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時33分